

町田市 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業者説明会Q&A【追加質疑】

2016年10月3日公表

No.	項目分類	質問の趣旨	回答
1	定款	平成29年4月より総合事業に参入する予定で現在準備を行っているが、定款変更について伺いたい。当法人では定款変更には総会を開催し議決する必要があるが、指定申請受付期限には定款変更が間に合う目途が立っていない。どのように対応したらよいか。	<p>○臨時総会の開催等、別の手段での定款変更議決が可能であればそのような対応にて定款変更を行ってください。</p> <p>○定款の変更については法人において決定しているが、変更した定款の提出が間に合わない場合は、現行の定款に承認を受けた旨の記載がある議事録を添付して提出してください。</p> <p>○また、臨時総会等、別の手段での定款変更及び定款変更に係る決定が間に合わない場合には、現行の定款に変更内容、変更時期、変更後速やかに提出する旨の記載をした文書を添付して提出してください。</p> <p>○上記2つの方法の場合、変更手続完了後、速やかに変更した定款を提出するようにしてください。</p>
2	サービスの基準	<p>①通所介護等を実施している同一施設内で、市基準型通所サービス(サービスA)を増設した部屋で実施する場合、食堂・機能訓練室以外のスペース(事務室、相談室、静養室等)を通所介護等と共用することは可能か。</p> <p>②上記の場合は単独型となるのか</p> <p>③上記のサービス提供時間の考え方は</p>	<p>①について 市基準型通所サービス(サービスA)に係る設備は、専ら当該サービスの用に供することが必要ですが、利用者に対する当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p> <p>②について 別の部屋で実施するというのであれば、単独型となると考えられます。</p> <p>③について 市基準型通所サービス(サービスA)の提供時間については、現行の介護予防通所介護と同様に、高齢者支援センターが行う介護予防ケアマネジメントを踏まえて、事業者と利用者の契約により、適切な利用時間の設定が行われるものと考えています。</p>
3	サービスの基準	<p>①市基準型通所サービス(サービスA)の一体型において、機能訓練指導員として介護予防運動指導員を配置した場合に、運動器機能向上加算は算定できるのか。</p> <p>②当該サービスの利用者については、サービス提供時間を独自に設定できるのか。</p>	<p>①について 機能訓練指導員の資格要件として、介護予防運動指導員の配置が可能となるのは、市基準型通所サービス(サービスA)の単独型であり、一体型では、介護予防運動指導員の配置は認められておりません。 また、一体型において、運動器機能向上加算を算定する要件は、現行の介護予防通所介護の要件に加えて、市へ事前の届出(加算様式2)が必要となります。 なお、単独型では、運動器機能向上加算の設定はありません。</p> <p>②について 市基準型通所サービス(サービスA)の提供時間については、現行の介護予防通所介護と同様に、高齢者支援センターが行う介護予防ケアマネジメントを踏まえて、事業者と利用者の契約により、適切な利用時間の設定が行われるものと考えています。</p>
4	サービスの基準	市基準型通所サービス(サービスA)において、送迎や食事についての加算はあるのか。	ありません(加算については、説明会資料(通所型サービス)P.21参照)。
5	まちいきヘルパー	まちいきヘルパーの養成研修について、市の要件を満たす研修カリキュラムを作成したうえで、事業者で独自に養成研修を実施することは可能か。	現時点では、市が行うまちいきヘルパー養成研修を修了することが必要です。ご提案の独自の養成研修については、総合事業開始以後の状況を踏まえて、今後、検討してまいります。